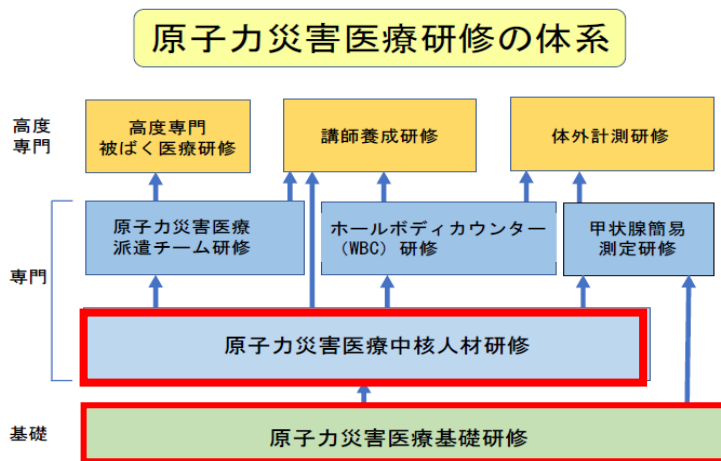


国立大学法人長崎大学

令和 5 年度原子力災害対策事業費補助金(原子力災害等医療実効性確保事業)
令和 5 年度 第 2 回「原子力災害医療中核人材研修（長崎大学）」
募集要項

本研修は、原子力規制庁の令和 5 年度原子力災害対策事業補助金（原子力災害等医療実効性確保事業）の一環として長崎大学が開催するもので、本募集要項は、長崎大学が主催する第 2 回についてのご案内となります。

令和 3 年度より本研修を受講するには、基礎研修を修了していることが必要となります。（下図参照）



1 目的

被ばく・汚染のある傷病者を医療機関で対応する為に必要な高度・専門的な知識と技能を習得し、中心的役割を担える人材の養成

2 対象者

医師、看護師、診療放射線技師 等のうち、下記の研修修了者。

- ・原子力災害医療基礎研修（令和 3 年 4 月以降開催）
- ・原子力災害医療中核人材研修（令和 3 年 4 月以降開催）
- ・過去研修リスト記載の研修（別添 PDF）

※過去に受講・修了した基礎研修は、申請時に記入ください。（9.申込要領を参照）。

※令和 2 年度以前の原子力災害医療中核人材研修相当の修了は、本研修の受講資格とはなりません。

3 募集人員及び研修期間

募集人員 20名

研修期間 第2回：令和5年12月15日（金）～ 12月17日（日） 3日間

4 実施場所

〒852-8501 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号

国立大学法人 長崎大学 坂本キャンパス 被ばく医療総合研修センター

交通 JR長崎駅よりバス約20分

※所要時間は時間帯・道路状況により異なります。

5 研修科目

別記 時間表(案)のとおり

到達目標

- 現場での除染処置がなく、汚染の程度が不明な患者でも受入れることができる
- 原子力災害拠点病院における医療チームの中心的メンバーとなることができる
- 被ばく・汚染した患者に関し、自身の病院で何が対応可能か、何を院外に依頼するかを判断できる

カリキュラムの特徴

- 複合災害、大規模災害等による原子力発電所の事故も含め、原子力災害に伴う放射線事故を想定
- 想定問題を医療及び線量評価の面からグループ討議する机上演習
- 実際の被ばく医療施設を使用しての患者受入れ・除染処置等を含めた実習

6 受講料

無料

※本研修は原子力災害時の医療体制整備に資するため、原子力規制庁からの補助金事業の一環として実施されます。

7 交通費・宿泊費について

本学の旅費規定に従い、交通費及び宿泊費を支給致します。

支給詳細については受講決定後お知らせいたします。

【参考：宿泊費 13,500円、日当 2500円】

8 申込受付期間

令和5年9月25日(月)～10月25日(水)

9 申込要領

- ・ ポータルサイトより申し込みください。(「入力操作の手引き」参照)
- ・ **新規アカウント登録(個人情報入力)時に、「原子力災害医療に関する研修受講歴」があれば忘れずにご記入ください。受講資格の判断とさせていただきます。**
例： H30 中核人材研修 (長崎大学) ※年度・開催地も入力ください。

ポータルサイト <https://retms.nirs.qst.go.jp/>



10 受講決定通知

- ・ 研修開始日の1カ月前までに本人宛に結果をご連絡します。応募者多数の場合には受講人数を調整させていただくことがあります(受講決定は、先着順ではありません)。なお、研修開始日の1カ月前を経過後も通知文が届かない場合は問い合わせ先までご連絡下さい。
- ・ 受講決定者には経費支払いに関する諸事項・振込依頼書等をご連絡します。
- ・ 受講決定後でも社会通念上相当とする理由がある場合は受講決定を取り消す場合があります。

11 修了証書

基準を満たした受講生には被ばく医療研修認定委員会より修了証書を発行します。

終了証書の有効期限は「**発行日の3年後の年度末**」とされており、修了証書の期限内に受講資格のある研修を再度受講もしくは、R6年度から開始予定の技能維持研修を受講することにより期限は更新されます。

12 問い合わせ先

〒852-8501 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号

長崎大学 原子力災害対策戦略本部

電話番号 095-819-8536

E-mail ner@ml.nagasaki-u.ac.jp

HP <https://www.gensai.nagasaki-u.ac.jp/>

個人情報の取り扱いについて

申込に際してご記入いただきました氏名、住所、口座番号等の個人情報は、本学の個人情報保護規程に基づき厳重に取り扱い、原子力災害対策指針に基づく原子力災害時における医療体制等の整備に向け、本研修の受講記録として管理・保管すること及び、下記の利用目的以外では一切使用いたしません。

- 1.原子力規制庁、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターからの受講記録照会のため
- 2.原子力施設立地・隣接道府県からの受講記録照会のため
- 3.研修実施機関が受講生への連絡等研修業務を遂行するため
- 4.研修終了後のフォローアップのため
- 5.講師への情報提供のため
- 6.その他研修業務の遂行のため

ポータルサイトのサイトポリシーも参照（「入力操作の手続き」参照）